

名古屋市食品国保の組合員の皆様へ

次の要件に該当する方は、
保険料が減免されます。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ 保険料の一部を減額

※保険料が減免される具体的な要件

組合員の事業収入又は給与収入などが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである場合

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額**は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の減免割合をかけた金額です。

収入の減少率	減免割合
3割以上～4割未満	50%
4割以上～5割未満	75%
5割以上	100%

「減免申請書」など提出していただく必要書類は、令和2年6月中旬以降に、各業態組合などを通じてお渡しできるよう準備していますので、今しばらくお待ちください。